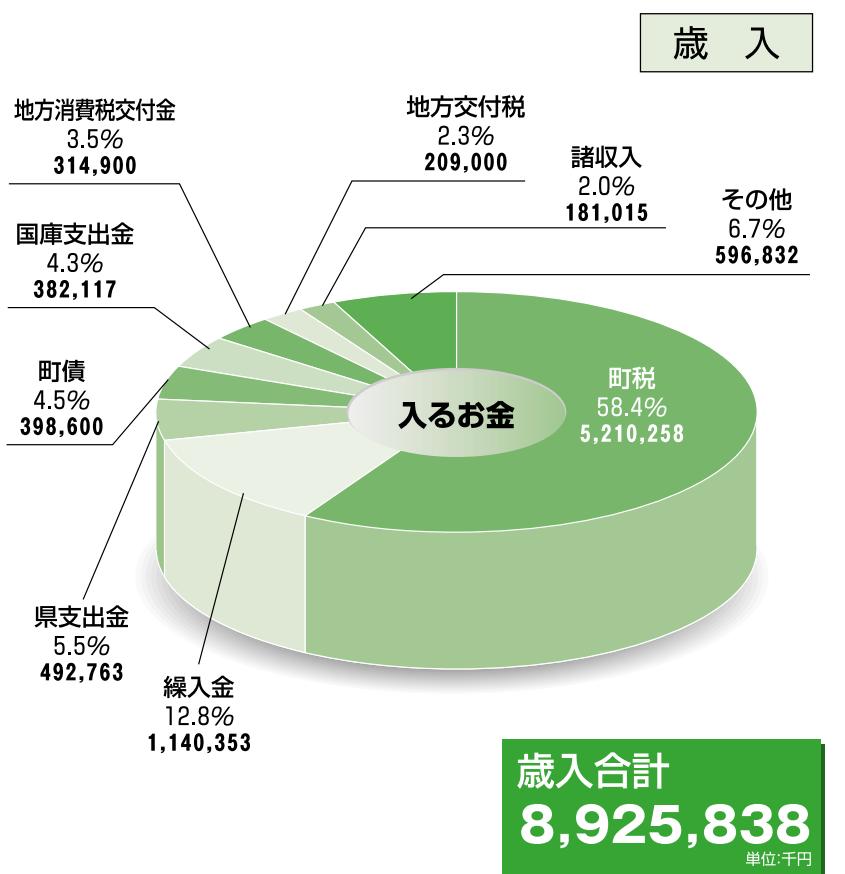


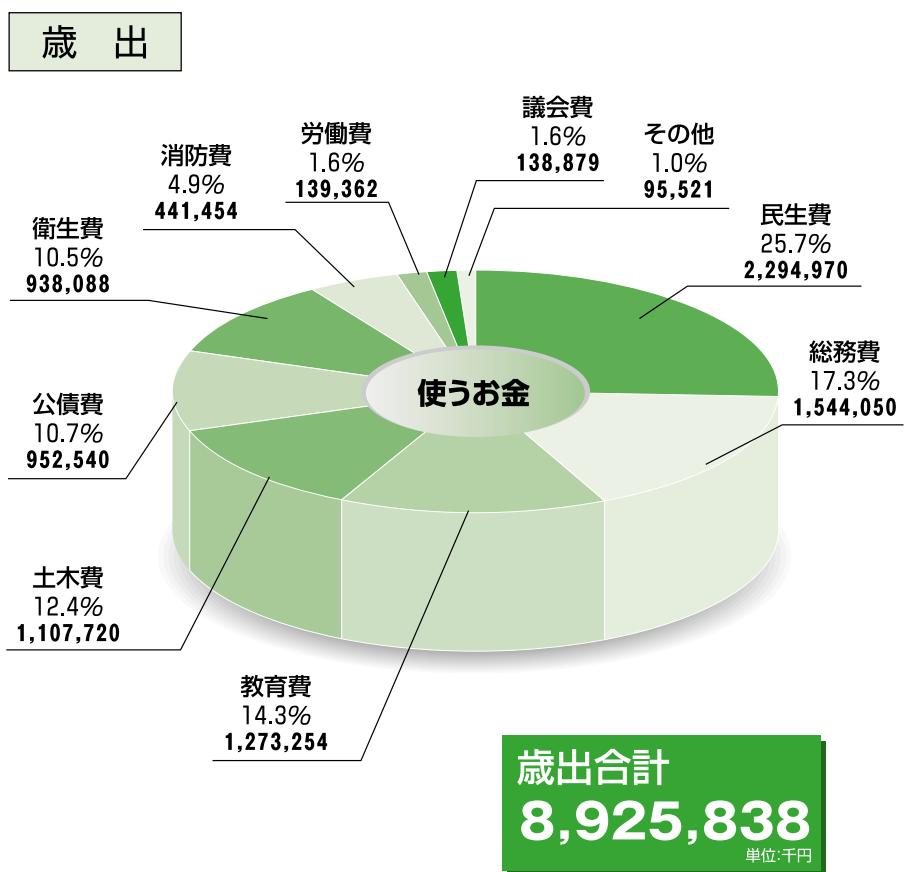
3月定例会

3月定例会は、3月6日から23日まで開かれ、平成19年度予算7件の内、一般会計予算を修正可決し、他の6件の予算や条例の制定・改正、補正予算などの議案を全て原案どおり可決しました。



総合窓口業務に係る

費用を削減して予算を可決



▲この子どもたちの健やかな成長を支援します(播磨中央保育園)

移譲などにより町税が前年度と比較し約5億3千万円増えたものの、地方交付税・地方譲与税において約9億1千万円の減少となっています。

次に各事業からの繰入金、県からの補助金や負担金など、町の借金である町債の順になっています。

本定例会では、1件の条例制定と7件の条例改正の議案が提出されました。

「福祉医療費助成条例」では乳幼児等医療費の助成で、少子化対策・子育て支援対策の充実として、これまで「0歳から6歳まで」であった対象年齢を「0歳から9歳まで」に拡大することに伴い一部負担金の所得制限も無くすように改正しました。

また、町長の給料を10%、副町長の給料を7%、教育長の給料を5%、それぞれ平成19年4月から22年7月までの間、引き下げるよう条例を改正しました。

この他、新条例として平成19年4月1日から開設する「大中遺跡公園駐車場」の使用料を制定し、条例改正では「税条例」で国民健康保険税の医療給付費分と介護給付費分の税率を改正しました。

請願が4件提出され、会期中に常任委員会で審査し、本会議での採決の結果、教育関係の2件については「不採択」としました。

また、「採択」とした国 の医療制度改革によつて生じた「リハビリテーションの受給制限」と「療養病床の削減計画」の見直しを求める2件の請願については、意見書を議決し、国の関係機関に送付しました。